# 目次

第１篇　旅券法

No.1．旅券とは
No.2．旅券の発給申請手続き
No.3．申請書記載事項（署名欄など）
No.4．代理申請
No.5．旅券の記載事項
No.6．旅券の受領
No.7．紛失及び焼失の届け出

No.8．帰国のための渡航書
No.9．旅券の失効・返納
No.10．外国での在留届

本資料に掲載

第２篇　日本国内の出入国手続き
No.1．日本出国時の手続き
No.2．日本入国時の手続き①（検疫法など）
No.3．日本入国時の手続き①（通関手続きなど）
No.4．日本に在留する外国人の入国手続き - 再入国手続き -

第3篇　外国での出入国手続き
No.1.一般的な出入国手続き
No.2．特殊な出入国手続き

© Copyright 旅行業務取扱管理者講座 on YouTube. All rights reserved.

# №8 帰国のための渡航書

海外に滞在中で有効な旅券を所有していない場合、旅券の申請以外に帰国する手段があります。
これが帰国のための渡航書です。

## 1. 渡航書

外国にいる日本国民のうち、次のいずれかに該当する者が本邦に帰国することを希望するとき、その者の申請に基づき、必要があると認める場合には、外務大臣又は領事官は、旅券に代えて渡航書を発給することができます。

## 2. 申請事由

一 旅券を所持しない者であつて緊急に帰国する必要があり、かつ、旅券の発給を受けるいとまがないもの
二 旅券の発給を受けることができない者
三 旅券の返納の命令に基づいて旅券を返納した者

## 3. 必要書類

一 帰国希望者の戸籍謄本、戸籍抄本又は日本の国籍を有することを証明するその他の文書 一通
二 帰国希望者の写真 一葉
三 帰国希望者が2. 一に該当する者である場合には、旅券を所持しない理由及び本邦を出国した時から申請の時までの経緯を記載した書面 一通 など

## 4. 代理申請、電子手続、渡航書の効力

① 渡航書の発給を受けようとする者が、当該申請をすることができないやむを得ない事情があるときは、以下の関係者が、外務大臣又は領事官に対して申請することができます。

・申請者の二親等内の親族
・帰国希望者を雇用している者又はその代理人
・帰国希望者を援護しようとする社会福祉事業を営む法人の代表者又はその代理人
・外務大臣又は領事官がこれらに準ずる者として特に認める者

② 電子手続により渡航書の発給を申請する者は、書面に記載すべき事項に相当する情報並びに帰国希望者の自署の画像及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければなりません。

③ 外務大臣又は領事官は、渡航書を発給する場合には、渡航書の有効期間及び帰国の経由地を指定することができる。 **渡航書は旅券の代わりではありません。**

[Check Test №1]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ〇を、誤っていれば×を付けなさい。

(1) 外国滞在中に不注意で旅券を廃棄した日本国民は、帰国のための渡航書を申請することはできず、帰国するためには新たに旅券の発給を申請するしかない。 (　)

(2) 外国鯛滞在中の旅券の紛失に備えて、あらかじめ国内で帰国のための渡航書の発給を申請することはできない。 (　)

 © Copyright 旅行業務取扱管理者講座 on YouTube. All rights reserved.

# №9　旅券の失効・返納

旅券は有効期間が満了したときや、一定の事由が発生すると満了前にも失効します。

## 1. 旅券の失効事由

旅券には以下の事由があるときに失効します。

一　旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失つたとき。

二　旅券の発給を申請し、又は請求した者が当該旅券の発行の日から六月以内に当該旅券を受領しない場合には、その六月を経過したとき

ただし、国外において発行された一般旅券については、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から六月以内に当該一般旅券を受領することができないやむを得ない事情*があると外務大臣又は領事官が認めるときを除く。

*申請者が感染症の流行、治安状況の深刻な悪化等による外出が困難な状況、大規模な災害等による移動が困難な状況その他の申請者本人の責めに帰せられない事情による領事館に出頭することができない状況に置かれているか否かを基準として判断

三　一往復用の旅券の名義人が当該旅券の発行の日から六月以内に本邦を出国しない場合には、その六月を経過したとき。

四　旅券の有効期間が満了したとき。

五　一往復用の旅券の名義人が本邦に帰国したとき。

六　記載事項に変更が生じた場合や有効期間内の申請により返納された旅券にあつては、当該返納された旅券に代わる旅券の交付があつたとき。

七　旅券の紛失や焼失の届出があつたとき（旅券の紛失又は焼失の事実を確認することができず、その旨を届出者に通知するときを除く。）。

八　返納を命ぜられた旅券は、期限内に返納されなかつたとき。

## 2. 旅券の返納

① 外務大臣又は領事官は、旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合や、以下に該当する者に旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができます。

・渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者
・死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者　など

[Check Test №2]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

(1) 旅券が国内で発行されてから6カ月以内に受領しないときは、6カ月を経過したときに旅券は失効する。(　)

(2) やむを得ない事情があると認められるときは、国外で発行された旅券は6カ月を経過しても失効しない場合がある。(　)

(3) 記載事項に変更があり、新たな旅券の申請のために旅券が返納された場合は、返納時に旅券は失効する。(　)

(4) 旅券を紛失し届出があったときは、届出時に旅券は失効する。(　)

© Copyright 旅行業務取扱管理者講座 on YouTube. All rights reserved.

# №10　外国での在留届

外国で緊急事態が発生したときなど、大使館や総領事館が、安否確認や支援活動を行う際に必要な制度です。

## 1. 届出

① 旅券の名義人が外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在しようとするときは、遅滞なく、当該住所又は居所を管轄する領事官に在留届一通を提出して届け出なければなりません。

② 上記届出を電子手続による場合には在留届に記載すべき事項に相当する情報を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信して行わなければなりません。

③ 届出を行った者は、届出事項に変更を生じたときは遅滞なく、領事官の管轄区域を去るときは事前に、その旨を当該領事官に届け出なければなりません。

[Check Test №3]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ〇を、誤っていれば×を付けなさい。

(1) 旅券の名義人が外国にを定めて１か月以上滞在しようとするときは、遅滞なく、当該住所を管轄する領事官に在留届を提出して届け出なければならない。（　）

Check Test 解答・解説

№1.
(1) ×：渡航書の発給申請は有効な旅券を所持していないことが要件で、不所持の理由は問いません。
(2) 〇：その通りです。帰国のための渡航書をあらかじめ国内にで申請することはできません。
№2.
(1) 〇：このあと５年以内に旅券を申請するときは、手数料は通常の場合より高額になります。
(2) 〇：その通りです。2023 年の改正事項です。
(3) ×：新たな旅券が交付されたときに返納した旅券は失効します。
(4) 〇：この場合は、届出時に失効します。
№3.
(1) ×：３か月以上滞在するときに在留届が必要になります。

## 番外：電子申請のまとめ

● 定義：申請等を外務大臣の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う方法

○ 電子申請ができる主な手続き
- 旅券の新規申請
- 旅券の有効期間内の申請（旅券の残存有効期間が一年未満となつたとき及び旅券の査証欄に余白がなくなつたときに限る）
- 旅券の代理申請（申請者が未成年者又は成年被後見人であって、かつ、国内においてその法定代理人を通じて申請する場合に限る）
- 渡航書発給申請
- 紛失または焼失の届け出（代理人が申請する場合は、旅券の代理申請と同じ）
- 在留届の提出


© Copyright 旅行業務取扱管理者講座 on YouTube. All rights reserved.